

(別記 1)

誓約事項

- (1) 在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。
- (2) 前号に違反した場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定により処罰されてもこれに従うこと。
- (3) この業務を処理するため個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならないこと。
- (4) この業務に関して知り得た個人情報及び機密情報を当該事務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならないこと。
- (5) この業務を処理するために、派遣先から提供を受け、又は派遣労働者自らが収集し、若しくは作成した個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならないこと。
- (6) 派遣先が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならないこと。
- (7) 派遣先が承諾した場合を除き、派遣先が指定する場所以外の場所で、この業務による個人情報を取り扱う事務を処理してはならないこと。
- (8) 派遣先の指示又は承諾があるときを除き、この業務を処理するために、派遣先から提供を受け、又は派遣労働者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならないこと。
- (9) この業務を処理するために、派遣先から提供を受け、又は派遣労働者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この業務の終了後直ちに派遣先に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、派遣先が別に指示したときはその指示に従うものとする。
- (10) この業務に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに派遣先に報告し、派遣先の指示に従うものとする。
- (11) その他この業務を処理するために取り扱う個人情報の保護に関して必要な事項を遵守しなければならないこと。